

「水防災意識社会　再構築ビジョン」等に基づく  
東近江圏域の取組方針

平成29年 6月 1日作成  
平成30年 5月15日改定

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

[近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町  
滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台]

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されてい る。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに 加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要となってきた。

そこで、都道府県等の管理河川についても、洪水予報河川および水位周知 河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に 向けたハード・ソフト対策が一体的、総合的、計画的に推進するため、平成 29 年 6 月には、水防法等の一部を改正する法律が施行され、「水防災意識社会再構築」に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害 から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例 に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江 圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。

## 2. 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町及び彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と湖南市、野洲市の一部（日野川流域）を含む 5 市 3 町の淀川水系に属する一級河川およ びその流域を対象とし、圏域の面積は約 615 k m<sup>2</sup>である。

圏域には、近江八幡市および東近江市において琵琶湖へ直接流入する一級 河川が 7 河川ある。主要な河川としては、北から愛知川、長命寺川（蛇砂川）、 日野川があり、三重県と接し鈴鹿山脈の一部を形成する鈴ヶ岳、藤原岳、竜

ヶ岳、御在所山、雨乞岳、綿向山等に水源を発している。圏域の中流部では扇状地性低地が形成され、その中に広い段丘地形が発達している。圏域下流部は平野（三角州性低地）が大半を占め、島状山地の影では沖積が進まず、大中の湖をはじめとした多くの内湖や低湿地が形成されていた。しかし、これらの内湖は戦後相次いで干拓され、現存する内湖としては、西の湖が県内最大である。また、下流部の標高100m～110m付近には湧水帯（自噴井）が分布し、豊富で良質な地下水を供給している。

その他の大同川、八幡川、白鳥川および大惣川は圏域中央部より西に位置し、水田地帯や都市部または集落部を流下し、琵琶湖に流入している河川である。

### 3. 主な課題

東近江圏域の地形的特徴や地域で浸水被害、土砂災害を発生させた平成25年9月台風18号や平成29年度の台風5号や21号における対応状況、現状の水害、土砂災害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- 想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流等による氾濫が想定される。
- 琵琶湖沿岸部の低平地や日野川中流左岸の支川と本川に囲まれた区域については、その地形的特徴から、特に浸水リスクが高くなっている。
- 大河川からの氾濫は発生しなかったものの、日野川や愛知川において氾濫危険水位を超過するなど、危険な状況であった。また、人的被害は発生しなかつたが、管内各地で河川被害や浸水被害が発生した。
- 河川の氾濫・土砂災害のおそれがある地域であっても、危機意識が不十分であることが多く、避難行動の遅れが懸念される。
- 水防団員の水害の対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。
- 土砂災害危険箇所が多く、土砂災害防止施設の整備率が約20%であり、未対策の箇所の方が多いが、すぐには整備が進まない。
- 過去に整備された土砂災害防止施設では、土石流や流木対策の新基準を満たしていないが、未整備箇所に比べて安全度は高いことから、すぐに改築には着手できない。
- 土砂災害警戒情報の発表が、避難勧告の発令、避難行動に結びついていない。

また、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について答申」において以下のような課題が抽出されている。

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障が生じている。
- 水位周知河川に指定されていない河川においては、避難勧告等の発令を

支援するための判断情報を提供できていない。

- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障が生じている。
- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難になるなど、今後、河川管理施設の的確な運用に支障をきたす恐れがある。
- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、洪水氾濫が発生した際の安全確保の観点から、必ずしも適切な土地利用がなされていない場合がある。
- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生している。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防体制が脆弱化しており、地域防災力が低下している。

以上の課題を踏まえ、東近江圏域の大規模水害および土砂災害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための具体的取組を実施することにより、「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指すものである。

#### 4. 減災のための目標

5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組
- 3) 沼澤水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 河川管理施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体的な避難、水防等に関する減災のための主な目標は、次のとおり。

##### 【減災のための主な目標】

- ・平成34年3月までに土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて、「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する
- ・平成34年3月までに対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し、支援する

なお、今後も継続して取り組む目標は以下のとおり

- ・水害・土砂災害危険性の周知
- ・防災教育の促進

## 5. 概ね5年で実施する取組（平成29年度～平成33年度）

各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 目標時期の考え方

| 目標時期（記載例） | 考え方            |
|-----------|----------------|
| 引き続き実施    | ・今後も継続して行う取組   |
| 順次実施      | ・概ね5年の間に着手する取組 |

### 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 主な取組項目   | 目標時期    | 取組機関                               |
|--|---------|------------------------------------|
| <p>■洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う</li> </ul> <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害に関するホットラインを構築する</li> </ul>                           | 引き続き実施  | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン）</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し共有する</li> </ul> <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難勧告発令基準について検証する</li> </ul> | H30.6まで | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン）</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し共有する</li> </ul> <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難勧告発令基準について検証する</li> </ul> | H31.3まで | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る</li> </ul> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する</li> <li>・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う</li> </ul> | 引き続き実施<br>H34. 3まで                             | 彦根地方気象台<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p><b>■水害・土砂災害危険性の周知</b></p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する</li> <li>・中小河川における避難判断等の目安を検討する</li> <li>・危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を順次設置する</li> </ul>                                      | 引き続き実施<br><br>引き続き実施<br><br>順次実施<br><br>引き続き実施 | 滋賀県<br><br>竜王町<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br><br>滋賀県                                       |
| <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する</li> </ul>  | 引き続き実施   | 滋賀県  |

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年協議会の場において、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う</li> </ul>  | 順次実施                 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県   |
| <p><b>■ I C T を活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</b></p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（SISPAD）を運営・更新する</li> <li>避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する</li> </ul>          | 引き続き実施<br>引き続き実施     | 滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県                                |
| <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報について、プッシュ型しらしがメールの利用を促進する</li> </ul>  | 引き続き実施               | 滋賀県  |
| <p><b>■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施</b></p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し支援する</li> <li>避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する</li> </ul> | H34. 3まで<br><br>順次実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 主な取組項目   | 目標時期                          | 取組機関                               |
|--|-------------------------------|------------------------------------|
| <p>■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する           <ul style="list-style-type: none"> <li>○日野川</li> <li>○愛知川</li> <li>○琵琶湖</li> </ul> </li> <li>・地先の安全度マップについて、更新し公表する</li> </ul> | H31.3まで<br>H32.3まで<br>H31.3まで | 滋賀県                                |
| <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度公表の土砂災害危険箇所については平成29年度に基礎調査を完了し、土砂災害警戒区域等の指定を完了する</li> <li>・新たに判明した土砂災害リスク箇所について基礎調査を完了し公表する</li> </ul>   | H31.3まで<br>H32.3まで            | 滋賀県                                |
| <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年協議会の場において進捗状況を確認する</li> </ul>   | 順次実施                          | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p>■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用</p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する</li> </ul>   | 順次実施                          | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町        |

|  |        |                                    |
|--|--------|------------------------------------|
| ■浸水・土砂災害実績等の周知                                 |        |                                    |
| <b>水害</b>                                      |        |                                    |
| ・地先の安全度マップによる浸水リスクの公表ならびに、流域治水条例による想定浸水深の設定を行う | 引き続き実施 | 滋賀県                                |
| <b>共通</b>                                      |        |                                    |
| ・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する                            | 引き続き実施 | 滋賀県                                |
| ■防災教育の促進                                       |        |                                    |
| <b>共通</b>                                      |        |                                    |
| ・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する    | 引き続き実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| ・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する             | 引き続き実施 | 滋賀県                                |
| <b>土砂災害</b>                                    |        |                                    |
| ・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する         | 引き続き実施 | 滋賀県                                |

### ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

| 主な取組項目  | 目標時期   | 取組機関                               |
|---|--------|------------------------------------|
| ■危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備                                       |        |                                    |
| <b>水害</b>   |        |                                    |
| ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する                  | 引き続き実施 | 滋賀県                                |
| ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する                             | 引き続き実施 | 東近江市                               |
| ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置、観測し、情報共有する | 順次実施   | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

2) 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

| 主な取組項目  | 目標時期               | 取組機関                               |
|---|--------------------|------------------------------------|
| <p>■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認</p> <p><b>水 害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する</li> </ul>   | 順次実施<br>(H33. 6まで) | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する</li> </ul>   | 順次実施               | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する</li> </ul>  | 順次実施               | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p>■水防・土砂災害に関する広報の充実</p> <p><b>共 通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場において、水防団員（消防団員）、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する</li> </ul> | 順次実施               | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立上げサポート等）</li> </ul>   | 引き続き実施             | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町        |

|   |        |                                    |
|---|--------|------------------------------------|
| <p><b>■水防・土砂災害防止訓練の充実</b></p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防技術に関する勉強会を実施する</li> <li>・毎年、水防研修・水防訓練を実施する</li> </ul>                  | 引き続き実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町        |
|   | 引き続き実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、市町主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市町による土砂災害情報伝達訓練を実施する</li> </ul>  | 引き続き実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
| <p><b>■水防団間での連携、協力に関する検討</b></p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する</li> </ul> | 順次実施   | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

## ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

| 主な取組項目  | 目標時期 | 取組機関                               |
|---|------|------------------------------------|
| <p><b>■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実</b></p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し<br/>協議会の場を活用し、情報共有する</li> </ul> | 順次実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

|   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| <p>■市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場を活用し、市町庁舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する</li> </ul> | 順次実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |
|---|------|------------------------------------|

### 3) 汚濁水の排水、浸水被害軽減に関する取組

| 主な取組項目  | 目標時期              | 取組機関                               |
|---|-------------------|------------------------------------|
| <p>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善および排水施設の整備等</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたり浸水が継続する地域（干拓地等）において、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ派遣について、国などの関係機関の連携を強化する</li> <li>水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する</li> </ul> | 順次実施              | 近江八幡市<br>東近江市<br>滋賀県               |
| <p>■浸水被害軽減地区の指定</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する</li> <li>協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む</li> </ul>                                 | 順次実施<br>(H31.3まで) | 滋賀県                                |
|   | 順次実施              | 近江八幡市<br>東近江市<br>日野町<br>竜王町<br>滋賀県 |

#### 4) 河川管理施設の整備等に関する事項

| 主な取組項目  | 目標時期             | 取組機関       |
|---|------------------|------------|
| <p>■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成26年3月）東近江土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する</li> <li>・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する</li> </ul> | 引き続き実施<br>引き続き実施 | 滋賀県<br>滋賀県 |
| <p><b>土砂災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する</li> </ul>   | 引き続き実施           | 滋賀県        |
| <p>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成26年3月）東近江土木事務所管内（別紙1）」により堤防強化を実施する</li> </ul>   | 引き続き実施           | 滋賀県        |
| <p>■ダム再生の推進</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の見直しを行う</li> <li>・ダム再生に向けた事業化の検討を行う<br/>運用面での治水効果向上<br/>施設改築による治水効果向上</li> </ul>                                   | 順次実施<br>順次実施     | 滋賀県<br>滋賀県 |
| <p>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う</li> </ul>   | 順次実施             | 滋賀県        |

5) 減災・防災に関する取組および支援

| 主な取組項目   | 目標時期                       | 取組機関  |
|--|----------------------------|---|
| <p>■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援</p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する</li> </ul>  | 引き続き実施                     | 滋賀県   |
| <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する</li> </ul>   | 引き続き実施                     | 滋賀県   |
| <p>■適切な土地利用の促進</p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する</li> <li>・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する<br/>取組対象地区：近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削</li> <li>・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)</li> </ul> | 引き続き実施<br>引き続き実施<br>引き続き実施 | 近江八幡市<br>東近江市<br>竜王町<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>竜王町<br>滋賀県<br><br>滋賀県 |
| <p>■そなえる対策の実施</p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する</li> <li>・地域におけるタイムライン等の作成を支援する</li> </ul>   | 引き続き実施<br>引き続き実施           | 近江八幡市<br>東近江市<br>竜王町<br>滋賀県<br><br>近江八幡市<br>東近江市<br>竜王町<br>滋賀県            |

|  |                           |  |
|--|---------------------------|--|
| <p><b>■貯留浸透対策の推進</b></p> <p><b>水害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸での雨水貯留対策に対し支援する</li> <li>・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する</li> </ul> | <p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> | <p>東近江市</p> <p>近江八幡市</p> <p>東近江市</p> <p>日野町</p> <p>竜王町</p> |
| <p><b>■避難のための情報発信</b></p> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する</li> </ul>            | <p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> | <p>近江八幡市</p> <p>東近江市</p> <p>日野町</p> <p>竜王町</p>             |

## 6. フォローアップ

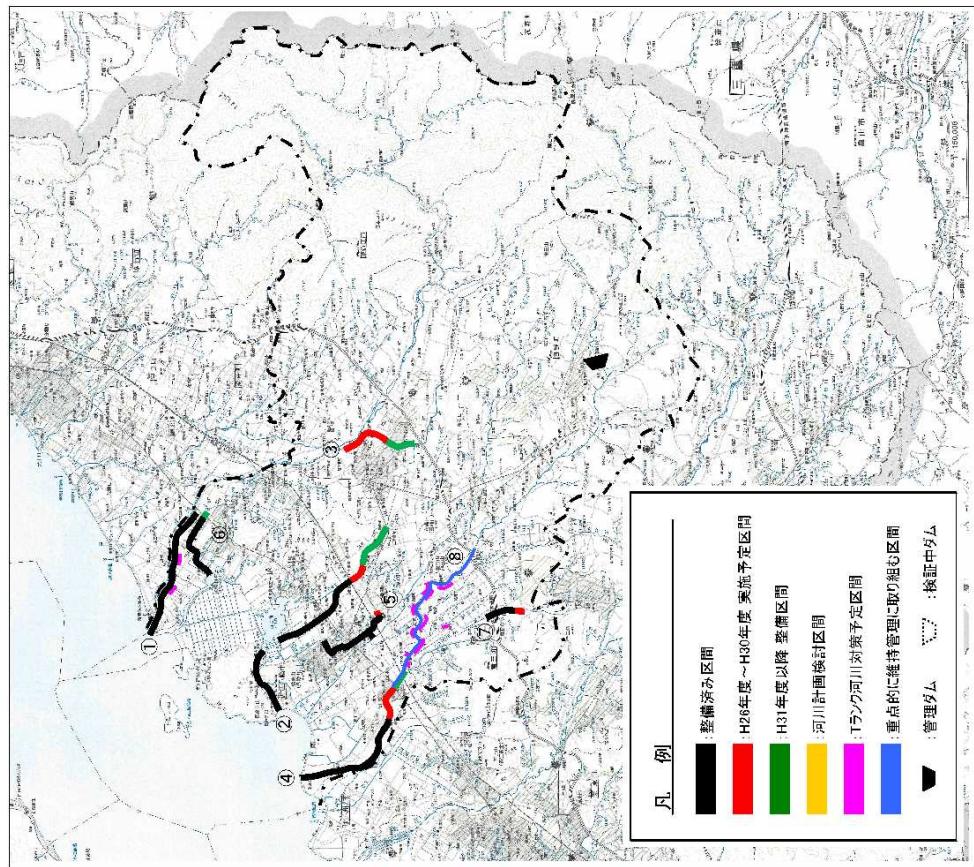
各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

## 河川整備 5ヶ年計画【東近江土木事務所管内】



### ●防災・安全交付金事業

| 番号 | 河川名   | 地先名                    | ランク | 継続 | 実施内容(H26～H30)   | 整備目標 | 備考 |
|----|-------|------------------------|-----|----|-----------------|------|----|
| ②  | 蛇形川   | 近江八幡市西生永町              | A   | ●  | 橋梁、護岸、河道掘削、用地買収 | 1/10 |    |
| ③  | 八日市新川 | 東近江市川合寺町～東沖野4丁目        | A   | ●  | 橋梁、護岸、河道掘削      | 1/10 |    |
| ④  | 日野川   | 近江八幡市江頭町～池田本町<br>野洲市小南 | A   | ●  | 橋梁、護岸、河道掘削、用地買収 | 戦後最大 |    |
| ⑤  | 三明川   | 近江八幡市上田町～千僧供町          | B   | ●  | 護岸、護岸           | 1/10 |    |

### ●単独河川改良事業

| 番号 | 河川名 | 地先名                            | ランク | 継続 | 実施内容(H26～H30) | 整備目標 | 備考 |
|----|-----|--------------------------------|-----|----|---------------|------|----|
| ①  | 愛知川 | 東近江市福堂町、阿柄陀堂町<br>近江八幡市東川町～淨土寺町 | T   | ●  | 堤防強化対策        | —    |    |
| ④  | 日野川 | 近江八幡市西梅園～木<br>童王町西梅園           | T   | ●  | 堤防強化対策        | —    |    |
| ⑥  | 大同川 | 東近江市今町                         | A   | ●  | 暫定治水計画検討、用地買収 | —    | ※1 |
| ⑦  | 祖父川 | 竜王町向原屋<br>竜王町奈志～端川             | B   | ●  | 遮水矢板          | —    | ※1 |
|    |     |                                | T   | ●  | 堤防強化対策        | —    |    |

### ●維持管理事業(重点的に維持管理に取り組む区間)

| 番号 | 河川名 | 地先名                                    | 実施内容(H26～H30) | 備考 |
|----|-----|--|---------------|----|
| ⑧  | 日野川 | 近江八幡市池田本町～東近江市葛山町<br>近江八幡市安養寺町～東近江市葛山町 | 竹木伐開・堆積土砂除去   |    |

◆河川整備の目標は、流域面積が50km<sup>2</sup>以上の中川は戦後最大相当(1/30～1/50)の洪水を、流域面積が50km<sup>2</sup>未満の河川は10年に1回程度(1/10)の降雨による洪水を安全に流下させることを基本としています。ただし、局所的に流下能力が不足している小規模な河川整備については、下流の整備状況(流下能力)と整合を図る必要がありますが、1/10以下の整備目標となる場合があります。

◆備考欄の「※1」は、局所的に流下能力が不足している区間の改修など全体事業費が5億円未満の小規模な改修事業を表しています。

◆実施内容欄の「河川計画」は、河川改修を進めるための実施計画を策定するものです。策定後においては、速やかに、用地買収や河道掘削など河川毎に応じた次の段階に移行します。

◆「竹木伐開」「堆積土砂除去」などの維持管理については、管内のすべての河川を対象として地元の意見を聞きながら緊急性の高いところから順次実施します。

◆上表の維持管理事業は、特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域に係る河川について、図中に「重点的に維持管理に取り組む区間」として示しており、この区間内で必要な対策を実施します。

別紙 1

